

○上野原市移住支援金交付要綱

令和元年9月26日

告示第20号

注 令和4年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、山梨県及び上野原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山梨県と共同して行う山梨県移住支援事業、マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏から本市に移住し、就業又は起業等しようとする者が、移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下第3条において「県実施要綱」という。）、上野原市補助金等交付規則（平成17年上野原市規則第53号）及びその他法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(令7告示74・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。
- (4) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (5) マッチングサイト 移住支援金の交付要件を満たす対象法人の求人情報を掲載する山梨県が開設及び運営を行う情報サイトをいう。

(令7告示74・一部改正)

(対象者)

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者（以下この条において「対象者」という。）は、第1号の要件に該当し、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 移住に係る要件については、次のア、イ及びウの全てに該当すること。
 - ア 移住前の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 転入の直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内に通勤（雇用者としての通

勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。) していたこと。

(イ) 転入の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く。)に在住し、東京23区内に通勤していたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住前の対象期間とすることができる。

イ 移住後の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に本市に転入したこと(対象者が世帯に属しているときは、世帯員全員も同様であること。)

(イ) 第5条に規定する申請の日(以下「申請日」という。)から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

(ウ) 申請日において、転入後3月以上1年以内であること。ただし、年度当初予算における地域未来交付金の第1回交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかつた場合は、当該交付金の交付決定があつた日に、同日の属する年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数を加算した日まで申請することができる。

ウ その他の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 日本人であること、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(イ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(ウ) 移住支援金の交付を受けようとする者(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員をいう。以下「申請者」という。)が、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だつた者が、5年以上経過し、18歳以上となり、山梨県及び本市が認める場合を除く。

(エ) その他市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に係る要件については、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 一般的な就業の場合については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が山梨県内に所在すること。

(イ) 就業先が、山梨県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等(法人並びに個人事業主及び法人格を持たない団体をい

う。)への就業でないこと。ただし、山梨県及び本市が別に指定する場合は、この限りでない。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において就業先に連続して3月以上在職していること。

(オ) 就業先の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象法人として掲載された日以降であること。

(カ) 就業先に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が山梨県内に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において就業先に連続して3月以上在職していること。

(ウ) 就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行うこと。

イ 勤務日数の1/5を超えて所属企業等へ通勤せず、かつ、週20時間以上本市でテレワーク勤務を実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ 所属先企業等から恒常的な通勤を想定した通勤手当を支給されていないこと。

(4) 関係人口（本市や地域の人々と関わりを有する者をいう。）に関する要件は、次の（ア）の1から3のいずれかに該当し、かつ、（イ）の1から3のいずれかに該当すること。

(ア) 支給対象者の要件

- 1 本市が実施する移住相談会への参加経験がある者
- 2 本市において、過去に住民登録があった者
- 3 本市や地域づくり団体が関わる本市における地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者

(イ) 地域の担い手確保の要件

- 1 市内の農林水産業に就業している者
- 2 週20時間以上の無期雇用契約により市内の企業に就業している者

3 直近5年連続して本市にふるさと納税をした者

(5) 起業に関する要件については、申請日前1年以内に県実施要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 対象者が世帯に属する場合の要件については、対象者を含む2人以上の世帯員が、転入前の住所地において同一世帯に属し、かつ、申請日に同一世帯に属しているものとする。

(令5告示22・令7告示74・一部改正)

(交付金額)

第4条 移住支援金の額は、2人以上の世帯（以下「世帯」という。）の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、上野原市移住支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類の写し

(2) 住民票（申請日から3月以内に発行されたものであつて、世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員の住民票。）

(3) 申請者に係る転入前の住所地での在住記録がわかる住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申請日から3月以内に発行されたものであつて、世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員のもの。）

(4) 就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第2号の1）（第3条第2号に規定する要件に該当する場合に限る。）

(5) 就業証明書（テレワーク用）（様式第2号の2）（第3条第3号に規定する要件に該当する場合に限る。）

(6) 就業時間の証明書（テレワーク用）（様式第2号の3）（個人事業主であつて、第3条第3号に規定する要件に該当する場合に限る。）

(7) 山梨県が発行する起業支援金の交付決定通知書の写し（第3条第5号に規定する要件に該当する場合に限る。）

(8) 転入前の就業証明書等（転入前の要件が東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）の地域から直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に通勤していた者であつて雇用保険の被保険者に該当する場合。）

(9) 転入前の開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書等（転入前の要件が東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）の地域から直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に通勤していた者であつて法人経営者又は個人事業主に該当する場合。）

(10) 在留カード又は特別永住者証明書の写し（外国人の場合に限る。）

(11) その他市長が必要と認める書類

(令7告示30・令7告示74・一部改正)

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、上野原市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第7条 移住支援金の支払いを受けようとする者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに上野原市移住支援金請求書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第8条 山梨県知事及び市長は、山梨県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、山梨県移住支援事業に関する報告及び立入調査を申請者並びに雇用企業等に求めることができる。

(返還請求)

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山梨県知事及び市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額返還

ア 虚偽の申請であること、居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 第3条第2号に規定する要件に該当し移住支援金の交付を受けた場合において、申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額返還 申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

2 市長は、前項の規定により移住支援金の返還を命ずる場合は、上野原市移住支援金返還請求書(様式第5号)により、期限を定めて返還を請求するものとする。

(令7告示74・一部改正)

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年11月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された移住支援金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(令7告示30・一部改正)

附 則 (令和2年2月4日告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第43号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の規定は、令和2年12月22日以降に転入した者に適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日の前日までに改正前の上野原市移住支援金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和4年9月30日告示第70号)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の告示(次項において「旧告示」という。)の規定により提出されている様式は、この告示による改正後の告示の規定により提出された様式とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存する旧告示の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年3月29日告示第22号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月17日告示第11号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の告示(次項において「旧告示」という。)の規定により提出されている様式は、この規則による改正後の告示の規定により提出された様式とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存する旧告示の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和7年3月28日告示第30号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年7月23日告示第74号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の上野原市移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。